

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険資格認定及び保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、国民健康保険資格認定及び保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和5年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格認定及び保険給付
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。 国保資格、退職、準資格、特定疾患、第三者行為、保険者情報等の管理、課税・負担区分判定等を行う。</p> <p>①被保険者証及び被保険者資格証明書の交付と更新 ②高齢受給者証等各種証の交付 ③高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給 ④レセプトの管理 ⑤医療機関情報の管理 ⑥口座情報の管理 ⑦国民健康保険加入者を対象とした特定健診及びその結果に基づく指導 ⑧国民健康保険団体連合会に委託する療養の給付に係る審査及び支払に関する事務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	市区町村事務処理標準システム、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)、国保総合システム、国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険給付情報ファイル、資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条</p> <p>国民健康保険法 (昭和33年12月27日法律第192号) 国民健康保険法 第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
<選択肢>	

①実施の有無	[実施する]	1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二第3欄に「医療保険者」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(42, 43, 44の項) ・別表第二省令第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務の根拠) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	松阪市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公開係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4043 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
		<選択肢>

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 青木 俊夫	保険年金課長 中川 幸美	事後	
平成28年10月28日	I 4.② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) ・第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第11条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二第3欄に「医療保険者」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条、第11条の2、15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3 	事後	
平成28年12月28日	I 1②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。 国保資格、退職、準資格、特定疾患、第三者行為、保険者情報等の管理、課税・負担区分判定等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者証及び被保険者資格証明書の交付と更新 ②高齢受給者証等各種証の交付 ③高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給 ④レセプトの管理 ⑤医療機関情報の管理 ⑥口座情報の管理 ⑦国民健康保険加入者を対象とした特定健診及びその結果に基づく指導 	<p>国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。 国保資格、退職、準資格、特定疾患、第三者行為、保険者情報等の管理、課税・負担区分判定等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者証及び被保険者資格証明書の交付と更新 ②高齢受給者証等各種証の交付 ③高額療養費、療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給 ④レセプトの管理 ⑤医療機関情報の管理 ⑥口座情報の管理 ⑦国民健康保険加入者を対象とした特定健診及びその結果に基づく指導 ⑧国民健康保険団体連合会に委託する療養の給付に係る審査及び支払に関する事務 	事前	
平成28年12月28日	I 1②システムの名称	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)	事前	
平成29年7月14日	I 1 ②システムの名称	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
平成29年7月14日	I 5 ①部署	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成29年7月14日	I 8 連絡先	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	I 1③システムの名称	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)、国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 4.②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二第3欄に「医療保険者」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条、第11条の2、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(42, 43, 44の項) ・別表第二省令第25条、第26条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二第3欄に「医療保険者」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項)</p> <p>・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(42, 43, 44の項) ・別表第二省令第25条、第25条の2、第26条</p>	事後	
平成31年4月1日	I 5②所属長の役職名	保険年金課長 中川 幸美	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	I 8 連絡先	<p>松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9130 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp</p>	<p>松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp</p>	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
令和2年8月1日	I 1 ① 事務の概要	右の記述を追加	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月1日	I 1 ① 事務の概要	さらに右の記述を追加	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	事前	
令和2年8月1日	I 1 ② システムの名称	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)、国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)、国保総合システム、国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年8月1日	I 3 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第24条 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第24条 <p>国民健康保険法(昭和三十二年十二月二十七日法律第192号)国民健康保険法 第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年8月1日	I 4.② 法令上の根拠	右の記述を追加	<p>(オンライン資格確認の準備業務の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	
令和2年8月1日	I 8 連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4043 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp		
令和4年2月10日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険システム(資格管理・給付管理)、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)、国保総合システム、国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバー等	市区町村事務処理標準システム、宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム、健康管理システム、伝送通信ソフト(国保連)、国保総合システム、国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバー等	事前	